

平成 30 年 10 月 10 日

四日市市議会

議長 竹野 兼主 様

産業生活常任委員会

委員長 樋口 龍馬

産業生活常任委員会行政視察報告

産業生活常任委員会が行政視察を行いましたので、その結果を次のとおり報告いたします。

記

1. 視察日時 平成 30 年 7 月 23 日（月）～7 月 25 日（水）
2. 視察都市 福岡市、岩国市、明石市
3. 参加者 樋口龍馬、平野貴之、小林博次、日置記平、小川政人、
竹野兼主、中川雅晶、豊田祥司
(随 行) 渡邊晋太郎
4. 調査事項 別紙のとおり

(福岡市)

1. 市勢 市制施行 明治 22 年 4 月 1 日
人 口 1,570,095 人 (平成 30 年 4 月 1 日付)
面 積 343.39 平方キロメートル

2. 財政 平成 30 年度一般会計当初予算 8387 億 6900 万円
平成 30 年度特別会計当初予算 7347 億 7666 万円
平成 30 年度企業会計当初予算 3029 億 6619 万円
合 計 1 兆 8765 億 1185 万円

3. 議会 条例定数 62
5 常任委員会 (第 1 委員会から第 5 委員会)

4. 視察事項

既卒留学生を対象とした有償インターンシップ事業について

1) 視察目的

福岡市では、福岡市内に本学 (学校事務局・事務部) が所在している大学・大学院を卒業後も、在留資格を「特定活動」に変更して日本での就職活動を継続している既卒留学生を対象に、採用試験を兼ねた有償インターンシップを実施している。

具体的には、参加企業に労働者派遣契約に基づき、既卒留学生をインターンシップとして受け入れてもらい、実際の業務に従事させるというもの。

留学生は地元企業での実際の業務や社風などを体験できるとともに、生活費を心配することなく就職活動に専念することができ、企業は正式採用の前に自社の組織や業務への適性を判断できることから、採用に直接結びつく効果的な就職支援として実施されている。本市においても外国人留学生が多数在籍する大学を擁していることから福岡市の取り組みを参考とするため視察を行った。

2) 福岡市のアジア戦略

福岡市では1987年に福岡市基本構想「活力あるアジアの拠点都市」を制定して以降、他都市に先駆けてアジアに開かれたまちづくりを推進しており、1989年「アジア太平

洋博覧会」、1990年「アジア太平洋フェスティバル」「福岡アジア文化賞」などを開催・設立し、1997年には九州唯一の国連機関として「国連ハビタット福岡本部」を開設、また1999年にはアジアの近現代の美術作品を収集展示する「福岡アジア美術館」を開館している。また、福岡市は都心部から半径2.5km圏内に博多港、福岡空港、JR博多駅を擁しており住みやすいコンパクトシティとしての評価を得ているほか、特に福岡空港は、中国、韓国、台湾をはじめとしたアジア各国、世界に繋がる国際ゲートウェイとしての役割を担っている。

これらアジア関連の各種会議体の開催や交通等における利便性の面から、福岡市はアジアのリーダー都市を目指している。

3) 福岡市の現状

福岡市の人口は平成30年4月時点で約157万人となっており、政令市の中で5番目に人口が多い。また、今後約20年間は継続的に増加していく見込みである。

市内の登録外国人数は平成29年12月末時点で35,257人であり、国別では中国、韓国、ベトナム、ネパール、フィリピンの順に多い。市内大学に在学中の留学生については平成29年度時点で3,397人であり、中国、韓国、ベトナム、インドネシア、ネパールの順に多く、登録外国人の国別構成とほぼ同じとなっている。

住環境については「平成29年度市政に関する意識調査」において市民の約96パーセントが住みやすさを実感しており、留学生については「福岡市留学生実態調査」において約90パーセントが生活に満足しているとの結果が出ている。

市税収入については、4年連続の収入増であり平成28年度で2,883億円である。

4) 福岡市の成長戦略

①国家戦略特区によるスタートアップ支援

外国人が福岡市で起業する際に住居や事業所の賃料の一部補助をしたり、「経営・管理」の在留資格取得要件が緩和される。また、起業を志す市民をサポートするため、起業の準備や相談ができるスタートアップカフェを設置したり、スタートアップ法人減税として、現行約30パーセントの法人税を約22パーセントまで引き下げている。

②官民共働による創業支援施設 (FUKUOKA growth next)

旧小学校を活用し、起業相談窓口、シェアオフィス、ワーキングスペース、DIYス

タジオを設置したり、起業に関するイベントなどを開催している。また、この場が異業種間のコミュニティ形成を促進したり、投資家との連携の場としても活用されている。

このような取り組みの成果として、福岡市は平成25年から平成27年の3年連続で、開業率1位（政令市）を達成している。

5) 福岡市の留学生施策

福岡市では、従来から外国人（留学生含む）が来日し住民登録をする際に、相談内容別窓口の案内、ごみの出し方の紹介、防災関連のチラシなどを英語、中国語、韓国語にそれぞれ翻訳した「ウエルカムキット」を配布したり、奨学金を支給するなど、生活支援及び経済支援を行ってきた。

こうした取り組みもあり、留学生数は京都市、神戸市に次ぐ全国3位となったが、市内に定着せず東京、大阪などに流出することが課題となっていた。

このような課題に対する対策として、下記の取り組みを行った。

①留学生の定着・活用のための産官学の連携組織を設立

<平成27年度>

留学生、大学、経済団体、地元企業などでキックオフイベントを開催し、留学生定着促進に向けた問題意識の共有や、参加者間で連携していく機運を醸成。

<平成28年度>

平成27年度にキックオフイベントに参加した団体を組織化して「グローバルコミュニティ FUKUOKA 推進プラットフォーム」を設立。

同組織が主体となって就職支援イベントが開催され、留学生52名、企業25社が参加。企業説明会、模擬面接等が行われた。

就職支援イベント参加企業へのアンケートでは「今後留学生を採用したい」と回答した企業が100パーセントとなっている。

○「グローバルコミュニティ FUKUOKA 推進プラットフォーム」の概要

(1) 設立目的

産官学が一体となり留学生をグローバル人材として育成し活用・定着を推進する。

(2) 参加団体

・市内8大学

九州大学、九州産業大学、西南学院大学、中村学園大学、福岡大学、福岡工業大学、福岡女学院大学、福岡女子大学

・経済界5団体

九州経済連合会、福岡経済同友会、福岡県中小企業経営者協会連合会、福岡商工会議所、福岡青年会議所

・行政等

福岡市、(公財)福岡よかトピア国際交流財団、NPO法人アジア太平洋こども会議・イン福岡

(3) 活動内容

実務担当者会議で課題・取り組みを共有し、連携や新たな取り組みを検討する。

(例)

- ・既卒留学生のための在留資格延長とインターンシップ事業の企画
- ・留学生と企業のマッチングイベントの共同開催
- ・健康診断問診票（英中韓）の共有・海外留学生フェアへの共同出展
- ・公式フェイスブックでの共同情報発信・広報ツールの共有

※(公財)福岡よかトピア国際交流財団

福岡市の外郭団体であり、事務局は福岡市国際部に設置。国際部と連携して在住外国人施策、留学生施策を行う。

※NPO法人アジア太平洋こども会議・イン福岡

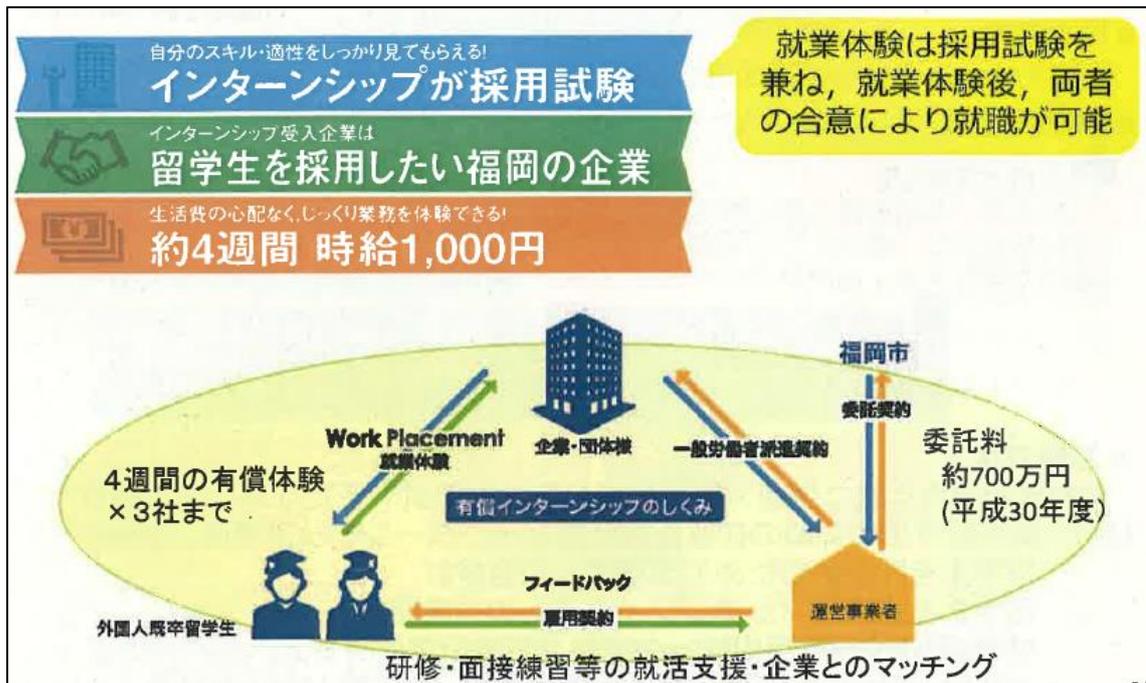
福岡市とアジアの子供たち双方の交流イベント（ホームステイなど）等を立案、実施している団体。

②既卒留学生の「在留資格の規制緩和」

国家戦略特区を活用し、福岡での就職を希望する留学生が大学卒業後最大で2年間「特定活動」の在留資格を延長できる。

(※本来、「特定活動」の在留資格は最大1年間であるが、福岡市の実施する留学生就職支援事業の下でインターンシップ等を行う場合、最大2年間まで延長できる。)

③既卒留学生の「有償インターンシップ事業」



- ・面接訓練で対応力を身に着けたり、エントリーシート等の記載の仕方についても指導する。

④留学生に対する奨学金制度

- ・福岡市の国際戦略に沿う姉妹都市等重点国・地域から優秀な留学生を呼び込むことが制度の目的。
- ・福岡市で起業、就職を希望する留学生（最大40名）に対して、月額5万円を支給する。支給期間は学部生4年間、大学院生2年間。
- ・平成30年度から上記内容に見直した。従来は月額2万円を在学中の留学生（最大90名）に1年間のみ。

6) 留学生支援に対する今後の課題

留学生に対するアンケートでは、「福岡で就職・創業したい」との回答が53パーセント、また「帰国後、福岡とのネットワークは大切にしたい」との回答が85パーセントであるため、多くの留学生が福岡での就職やつながりを希望する中で、いかに福岡市に定着してもらうかが引き続きの課題となっている。

5. 委員からの質疑

Q: 帰国した留学生 OB とどのようなネットワークを構築しているのか

A: 現状何かあるわけではないが、大学によっては留学生 OB 会をもっているところがあるので、そういった組織と連携していければと考えている。

Q: 奨学金について、日本語を勉強しており将来的に日本の大学に進学したいという現地の学生が対象ということか。

A: 海外で留学生のリクルート活動を行っている大学に福岡の PR をしてもらい、大学を通じて奨学金対象となる留学生を推薦してもらっている。

Q: 大学は独自で海外の学生にアプローチしているのか

A: そういった大学もあるが JASSO（独立行政法人日本学生支援機構）と共同で行っている大学もある。

Q: 東京などの都市圏の大学と福岡市内の大学で留学生の獲得競争はあるのか。

A: 日本国内の大学間でそういった競争はあると思うし、今後は欧米の大学との競争が激しくなっていくと考える。

Q: 留学生が国内の留学先を選ぶ際のポイントは何か。

A: まずは知名度であると考えている。東京や大阪に比べ、福岡を知らないという留学生が多い。

Q: 留学生にとって日本語は難しく、せっかく奨学金をもらって日本に来たが、日本語が話せず、採用したとしても企業では使えないといったことはあるのか。

A: 奨学金申込前の時点で最低条件として日本語能力試験 N3（日常会話がゆっくりであればできる）を求めている。同試験では筆記もあるのでまったく読み書きできない状態ではない。

Q: 留学生が大学で専攻しているのはどの分野が多いか。

A: 工学やエンジニアリング分野である。

Q: 留学生インターンシップ事業において、参加企業は、社内で指導的な役割を果たす人材を求めているのか。

A: 留学ビザは大学だけでなく専門学校や養護学校でもとれるが、この事業では大学生に限っているので、そういう意味での専門性を担保するよう、線引きは行っている。

Q: 本事業などに参加した留学生の市外への流出について、原因追及をどのように行っているか。

A: 市内の大学にヒアリング等をして原因を探っているが、まず大学側が福岡市内の企

業情報を知らないという問題がある。これを解消するために産官学が情報交換や連携できるようなする場である「グローバルコミュニティ FUKUOKA 推進プラットフォーム」を平成 28 年度に設立している。

また、留学生は企業を調べることについてもハードルがあるので、魅力ある福岡市内の企業をどのように留学生に伝えていくのかが課題と感じている。

Q: タイの日系企業では、外国人雇用者の就業満足度は中韓企業に比べ高い一方で、賃金が少しでも高い企業があればすぐにそちらへ移ってしまうという状況に苦慮しているという話もある。また、そもそも日本的な企業運営に馴染まない外国人もいる。大学の中で日本企業との付き合い方のようなガイダンスはあるのか。

A: 大学の就職セミナー等では触れられることもあると思うが、授業としては行っていないと思う。

Q: 「グローバルコミュニティ FUKUOKA 推進プラットフォーム」中で産官学連携の取り組みを進めているとのことだったが、企業側から出たグローバル人材の雇用の仕方や評価、意見等があれば教えてほしい。

A: 福岡市は人口が増えているため、企業側としても、福岡市内の日本人だけで従業員を賄えばよく、言葉の問題もあり留学生など外国人の採用には消極的だったが、平成 27 年度以降の産官学の取り組みを経て、日本語が喋れるようになれば採用する、働く中で日本語を習得してほしい、といった意見がでるなど、意識の変化はみられる。

Q: 有償インターンシップ事業について、企業は福岡市内に本社がないと登録できないのか。また、4 週間の有償インターンシップが 3 社まで可能であり最大で在留資格も 2 年間延長できるとのことだが、1 つ目の有償インターンシップが終了した時点で受け入れた企業は留学生をキープしておくことができるのか。それとも、関係なく留学生は次のインターンシップを行えるのか。

A: 1 つ目の質問について、企業が有償インターンシップ事業に登録する場合は、事業所が福岡市内にあればよい。2 つ目の質問については、4 週間の有償インターンシップ終了後、1 ヶ月間のマッチング期間を設けている。それが過ぎれば次の企業でインターンシップを行える。

Q: 「グローバルコミュニティ FUKUOKA 推進プラットフォーム」の組織構成の部分で、事務局として(公財)福岡よかトピア国際交流財団とあるがどういった位置づけか。また、NPO 法人アジア太平洋こども会議・イン福岡とはどういう団体か。

A: (公財)福岡よかトピア国際交流財団とは、市の外郭団体である。また、NPO 法人アジア太平洋こども会議・イン福岡とは以前福岡来たことがある子供たちに、再度福岡に来てもらうためにはどうすればよいかということ議論する団体であり、青年会議所が始めた事業を引き継いでいる団体であるので、企業も数多くかかわっている。

Q:四日市市では文系の留学生が多いが工学系の留学生に比べると就職がしづらい傾向にある。福岡市ではどうか。

A:福岡市でも同様である。工学系は専門がはっきりしているのでミスマッチが少ない。文系だと接客業、サービス業に従事する留学生が多く、それだけだとなぜ外国人を採用するのかという部分で在留資格の申請が通らない。また、留学生も企業も在留資格に関しては知識に乏しい面もあるため、仕組みを理解した上で就職活動、採用活動を行う必要があるということを知ってもらう取り組みが行政に求められていると考える。

Q:留学生をどう雇えばよいかかわからない企業や、そもそも雇用の対象としていない企業に対して手続き等のフォローは行っているか。

A:有償インターンシップ事業の留学生を採用する際には、在留資格の申請手続きまでフォローしているが、それ以外の企業に対しては、現在行っておらず課題である。

Q:福岡市では人口増の傾向があり、企業があえて留学生を雇うということについて、意識が低いという話もあったが、平成 28 年度に開催された就職支援イベントの企業アンケート結果を見ると「今後留学生を採用したい」が 100 パーセントである。これはどういった理由か。

A:留学生採用に意識がある企業がイベントに参加しているためである。

6. 委員会としての所感

福岡市は、国際ゲートウェイという地理的な強みに加えて、市内に所在する大学も多いため、留学生が多数訪れるものの、福岡から東京、大阪などに流出していくといった課題があり、せつかく来てくれた留学生を福岡市に繋ぎ止めるための施策の 1 つが有償インターンシップ事業ということであった。

インターンシップ事業については、日本の労働環境がどんなものなのかわからない留学生にとって、1 カ月間の経験を積んだうえで、就職するかどうかを判断でき、かつ、金銭を受け取れるということで、非常に使い勝手の良い事業だと感じた。

また、企業側にとっても、留学生を採用してみないとどういった人物なのかがわからないといった不安がある中で、1カ月間働かせてみて、適性を判断できるということであり、留学生、企業双方に利点のある事業である。

ただ、福岡市の説明の中で、工学系、エンジニア系の就職は比較的スムーズに決まるものの、文系留学生の就職は理系に比べて難しいといったこともあり、本市でも四日市大学に留学生が在学しているが、文系大学であるために専門性がはっきりせずに就職しづらい状況であることから、まずは留学生と企業がどのようなニーズを持っているのかを分析したうえで、福岡市のような事業を取り入れていくべきであると感じた。

(岩国市)

1. 市勢 市制施行 昭和 15 年 4 月 1 日
 人 口 135,662 人 (平成 30 年 4 月 1 日付)
 面 積 873.72 平方キロメートル

2. 財政 平成 30 年度一般会計当初予算 802 億円
 平成 30 年度特別会計当初予算 359 億 6250 万円
 平成 30 年度企業会計当初予算 126 億 4063 万円
 合 計 1288 億 0313 万円

3. 議会 条例定数 32
 4 常任委員会 (総務、教育民生、経済、建設)

4. 視察事項

- ・岩国市シティプロモーション『ちかくに いわくに』について
- ・岩国学校給食センターと岩国市地方卸売市場との連携

1) 視察目的

岩国市では、平成 29 年に「岩国市シティプロモーション戦略」を策定し、まちの活性化、移住、定住人口の増加を図るために自然環境、交通アクセス、商業施設、広島、宮島などの観光地に「近い」という利点を生かして「ちかくに いわくに」というキャッチコピーで市内外に PR している。

本市においても今年度よりシティプロモーション部が新設されたこともあり、岩国市のシティプロモーション事業を参考とするため視察を行った。

また、岩国市では地方卸売市場敷地内に給食センターが所在しており、学校給食に対する地産地消の取り組み等を積極的に行っていることから、合わせて視察を行った。

2) 岩国市シティプロモーション戦略について

岩国市では人口減少の進行と地域活力の低下が以前から課題となっており、認知度や好感度を向上させ、交流人口、移住定住人口の拡大と地域経済の活性化を図る

には、岩国市の魅力や充実した施策を市内外に向けてPRするシティプロモーションを推進する必要があるとの結論に至り、平成28年度に「岩国市シティプロモーション戦略」を策定した。

「岩国市シティプロモーション戦略」では、メインターゲットを「市内及び岩国市周辺の子育て世代」と位置づけ、また、キャッチコピーとして「ちかくに いわくに」を定めている。このキャッチコピーは、岩国市は「陸・海・空の交通アクセス」が整っていること、錦帯橋をはじめとした観光資源が豊富であること、米軍岩国基地を中心とした国際交流が盛んで外国人との距離が近いこと、充実した子育て支援施策があることなど、これらの魅力がちかくにたくさんあるということを効果的に伝えるため設定したものである。

3) 平成29年度に実施したシティプロモーションの取組事例について

①市民国際交流イベント（ちかくにいわくにマーケット）

岩国市及び近隣市町の子育て世代を対象に、岩国市の特色でもある「国際性」を生かし、日本人と外国人の子育て世代が共に楽しめることをコンセプトに実施。

アメリカの食べ物や雑貨が購入できるアメリカンビレッジや、ジャズコンサート、甲冑試着体験などを岩国市内の中通り商店街で開催した。

②ちかくにいわくにモニターツアー

市外の住民、特に子育て世代に岩国市の魅力的な施策を伝え、子育て環境の充実や、中山間での暮らしを肌で感じてもらうことを目的としたツアー。

岩国市防災学習館、愛宕スポーツコンプレックス、岩国市こども館などを見学するもので20名が参加した。

③広告・PR

- ・JR車両（三原～岩国間）に「ちかくに いわくに」のPRポスターを1カ月間掲載
- ・広島駅、横川駅、五日市駅など近隣駅に「ちかくにいわくにマーケット」のイベントポスターを2週間掲示
- ・広島駅のデジタルサイネージで「ちかくに いわくに」のロゴマーク等を2週間掲載

④PR動画の作成

岩国市近郊に暮らす子育て世代家族がスマートフォンで岩国市を検索し、岩国市の便利さ、充実した子育て環境、観光資源に気づくという内容（1分40秒）で市HP、

youtubeにて公開中。

⑤PR ウェブサイトの作成

岩国市近郊に暮らす子育て世代に対して訴求力が強く、魅力が視覚的に伝わるサイトを作成。

4) 今後の課題・取組み

岩国市シティプロモーション戦略は平成 29 年度から平成 31 年度の 3 か年計画であり、初年度だった平成 29 年度は、岩国市を「まずは知ってもらおう」という取組みを行った。そのため、実際に移住定住したい人に対する相談窓口などが未整備であったため、平成 30 年度に受入体制を構築する計画である。

5) 岩国学校給食センター岩国市地方卸売市場及びの概要

①岩国学校給食センター

- ・ 設立：平成 22 年 9 月
- ・ 敷地面積：約 6,400 m²、設備面積：約 1,766 m²
- ・ 総工費：約 6 億 5 千万円、主な財源：米軍再編交付金 約 6 億 2 千万円
- ・ 調理能力：3,000 食／日
- ・ 配送学校：中学校 8 校
- ・ 運営費：学校給食施設管理運営基金を積立て、運営費の財源としている。

基金残高は平成 29 年度末時点で約 8 億 6 千万円。

・ 地産地消の取組み：

地場産品については、JA 山口東、JA 岩国市へ年間の食材の使用量情報を提供しており、生産の目安としてもらうほか、地場産品を学校給食に納入するための会議として、野菜振興会議（毎月 2 回）、受注調整会議（毎月 1 回）を開催し、情報交換を行っている。

その上で、作成された献立表に基づき、岩国市給食食材納入組合に発注をしているが、岩国市産を最優先で納入するよう依頼している。地場産品が用意できなければ山口県産、国産の順で納入してもらう。

地産地消の実績として、平成 29 年度の野菜使用にかかる岩国市産の割合は、13.8 パーセント、山口県産が 5.1 パーセント、県外産が 81.1 パーセントとなっている。

②岩国市地方卸売市場

- ・ 設立：平成4年10月
- ・ 敷地面積：約97,000 m²、設備面積：約19,000 m²
- ・ 開場の状況：毎日開場（日祝、1月2日～1月4日までを除く）
- ・ 開場時間：午前3時から午後3時
- ・ 取扱品目：野菜、果実及びその加工品、生鮮水産物及びその加工品
- ・ 供給対象者：青果部197,000人（2市4町）、水産物部262,000人（3市5町）
- ・ 収支状況（平成29年度決算額）：歳入歳出ともに423,197千円
- ・ 岩国学校給食センターとの関係：

岩国学校給食センターは、岩国市地方卸売市場から優先的に食材を仕入れることから、市場機能を強化するという意味合いがあるため、卸売市場の関連施設という位置づけである。なお、給食センターから敷地使用料を徴収している。

5. 委員からの質疑

Q：市外に岩国市の魅力をアピールするモニターツアーについて、どのように市外に広報したのか。また、参加人数や昨年度の様子を教えてください。

A：10家族程度20名までという形で、旅行会社JTBに入ってもらい、広島方面の新聞に広告を掲載した。新聞に掲載した翌日には定員が埋まった。

Q：最近では新聞を取らない若い世代があるが、効果的だったか。

A：確かに年配の方の申し込みが多かったのですが、若い世代が見るような方法も考えていく必要があると感じた。市のSNSだと市民しか見ないこともあるため、広島市を中心とした市外への広報という面では新聞は効果的だったと考えている。

Q：昨年度のモニターツアー参加者に対するフォローはあるのか。

A：最終的には移住をしていただきたいが、また受け入れ体制も整っていない状況である。昨年度はまず岩国市を知ってもらうところが趣旨だった。

Q：岩国市から広島市へは高速バスで1時間であり、広島企業へも十分通える距離であるとのことだが、広島市は人口増加により居住区が災害の危険性があるところもある。そういった部分でも岩国市のアピール力はある思ったところだが、何年度までに何をやるかというような年度ごとの計画はあるのか。

A：平成29年度から平成31年度の戦略を立てているが、広島市からの移住ももちろん視野に入れていく。

Q:岩国市は教育環境が整っているということであれば、関東方面にもPRしていく予定か。

A:ターゲットを定めるという観点からまずは近隣市町へPRしていく。

Q:岩国市シティプロモーション戦略を立てようと思った動機付けは。またどのように策定したのか。マーケティングの専門家等呼んだのか。

A:コンサルタントをプロポーザルで選びコンサルタントと一緒に岩国市の魅力、認知度等について紙による市民アンケートを行った。また、市民以外にインターネット調査を実施し岩国市に対するイメージ調査を行った。これらの調査結果に加えて人口の自然増減、社会増減をまとめシティプロモーション戦略の土台とした。

本戦略の大きな目的は人口減を止めたい、また年齢別の人口バランスを保ちたいという部分であり、先ほどの調査を行った結果、市の魅力は十分あるのでそれをもっと明確に伝えていくところから始めようというのが戦略の第一歩目である。

Q:広報戦略課はシティプロモーション事業の事務局ということだが、トップはどこか。

A:総務部長である。

Q:空き家を使った移住促進に対する今後の考え方は。

A:空き家を活用した対策は建築住宅課のほうで行っている。

Q:近隣市町に対する移住促進政策と空き家事業との連携はどうなっているのか。

A:今年度10月をめぐりに移住・定住を促進する窓口を設置予定である。まずそこで移住定住希望者を受け付けて、案件に応じてサポートしていきたいと思っている。

Q:国際姉妹都市はどこか。また、他の国際交流イベントはどのようなものか。

A:国際交流を担当している課で米軍基地のアメリカ人と餅つきや田植えコンサート等をしている。国際姉妹都市は、エベレット市（アメリカ）、ジュンディアアイ市（ブラジル）、太倉市（中国）、杭州市（中国）である。

6. 委員会としての所感

岩国市のシティプロモーション事業については、目的を「交流人口、移住、定住者の拡大による人口数の維持」とし、そのためのターゲットを「岩国市周辺の子育て世代」に絞るといった、わかりやすい戦略であると感じた。平成29年度からの3か年事業ということで、初年度は実施できる事業は全て実施するというのではなく、まずはキャッチコピーの作成、ちかくにいわくにモニターツアーの実施、など岩国市を知ってもらうことから初め、段階を経て着実に実行していくという姿勢も

感じられた。

特にちかくにいわくにモニターツアーについては、周辺市町の子育て世代に実際に岩国市内の施設等を訪れてもらい、魅力を参加者に直接アピールするという手法であり、岩国市のアピールポイントやスポットを現場でPRできる良い取り組みである。

また、旅行会社を通じて新聞広告等で呼び込みを行うなど、募集の方法についても参考になるものだった。

本市においても本年度からシティプロモーション部が設置されたことに伴い、市の魅力をより一層発信していく必要があるが、交流人口、定住人口の増加のためには、どのような層をターゲットにしていくかを明確化し、そのためには何をすべきかといった基礎的な部分を深めていくべきだと感じた。

岩国給食センターと岩国市地方卸売市場の視察については、両施設が同一敷地内にあることから、野菜振興会議、受注調整会議といった地場産品を仕入れるための会議を毎月定期的を実施しており、卸売業者やJAとの綿密な情報共有が可能となっている点が印象的だった。

(明石市)

1. 市勢 市制施行 大正 8 年 11 月 1 日
 人 口 296,633 人 (平成 30 年 4 月 1 日付)
 面 積 49.42 平方キロメートル

2. 財政 平成 30 年度一般会計当初予算 1,093 億 5027 万円
 平成 30 年度特別会計当初予算 679 億 8077 万円
 平成 30 年度企業会計当初予算 223 億 2220 万円
 合 計 1,996 億 5324 万円

3. 議会 条例定数 30
 4 常任委員会 (総務、文教厚生、生活文化、建設企業)

4. 視察事項

犯罪被害者等支援条例について

1) 目的

明石市では犯罪被害者等の支援に関する条例を制定し、被害者への損害賠償金を市が立替える「立替支援金」や、被害者が損害賠償請求権の消滅時効を防ぐための再提訴にかかる費用を市が補助する「再提訴等支援」など、犯罪被害者に対する先進的な支援を行っていることから、本市においても、より良い犯罪被害者等支援を行っていくため、明石市の取り組みを視察した。

2) 明石市犯罪被害者等の支援に関する条例の制定・改正の経緯

明石市では、長男を通り魔殺人で亡くした市民からの要望書が出されたことから、条例制定に向けて動き出し、平成 23 年 4 月に条例が制定された。また、条例内容の改正を求める犯罪被害者の声を受け、2 度の改正 (平成 26 年、平成 30 年) を経て現在に至っている。

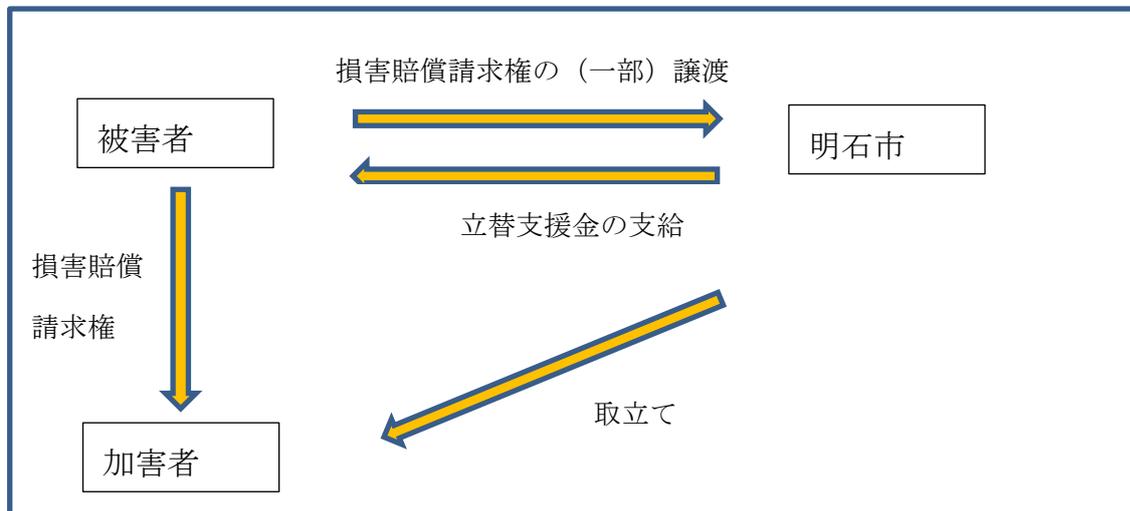
その結果、全国的に多くみられる見舞金のみでの支援にとどまる条例ではなく、犯罪被害者に対する総合支援条例となっている。

3) 条例に基づく犯罪被害者等支援の主な内容

相談・情報提供	日常生活の支援	経済的支援
精通弁護士等による法律相談 (H26 追加)	家事援助	支援金
臨床心理士等による心理相談 (H26 追加)	介護支援	貸付金
	一時保育に要する費用補助 (H26 追加)	公判出席旅費補助 (H26 追加)
	家賃補助	民事裁判旅費補助 (H30 追加)
	転居費用補助 (H26 追加)	立替支援金 (H26 追加)
	二次被害防止の明記 (H30 追加)	再提訴等支援 (H30 追加)
		真相究明支援 (H30 追加)

①立替支援金

犯罪被害者の損害賠償請求権を明石市に譲渡する代わりに立替支援金（最大 300 万円）を支給する。



②再提訴等支援

犯罪被害者の損害賠償請求権は 10 年で時効消滅となるが、それを防ぐためには再提訴する必要がある。その際の裁判所に払う費用（印紙代、郵券代）を全額補助する。

③真相究明支援

未解決事件などの場合に、被害者やその家族などが情報提供を求めるために必要なチラシなどの作成費用を補助（年間 30 万円まで）

④二次被害防止の明記

特に条例第 5 条（市民等の責務）では、市民等も被害者の二次被害を生じさせたりすることのないよう配慮することを盛り込んだ。元少年 A の著書『絶歌』出版時にも、市立図書館での購入を控えたほか、市内書店に対して取り扱わないことを呼びかけた。

➡結果的に市内全ての書店が自主的に店頭に置くことをやめた。

4) 支援実績（平成 23 年度から平成 29 年度まで）及び予算額

①支援実績

- ・支援金・・・12 名
- ・旅費補助・・・1 名
- ・貸付金・・・2 名
- ・相談料補助・・・1 名
- ・家賃補助・・・1 人
- ・相談のみ・・・37 名

②予算額

平成 28 年度・・・632 万 4000 円

平成 29 年度・・・655 万 9000 円

平成 30 年度・・・799 万 6000 円

※平成 28 年度決算額は約 31 万円であり、支出はほぼ無い状況である。

5) 条例の効果

- ・犯罪被害とは他人事ではなく誰もが被害者になりうる、明日は我が身、という当事者意識が市民に芽生えた。
- ・被害者にやさしいまち、被害者に寄り添うまち、被害者が住みやすいまちへ変化した。

6) 自治体の責務

犯罪被害者に対する支援は、被害者のためではなく全ての市民への制度であり、やってしかるべき「社会保障」である。そのためには、安易に廃止できる要綱ではなく条例を制定すべきである。

5. 委員からの質疑

Q:市民が気遣って発言したことで犯罪被害者にとっては苦痛に感じる場合があるが、明石市ではこのような二次被害防止のためのシンポジウムを開催しているとのことである。しかし、シンポジウムだと関心のある市民しか参加しない場合があるので、その他の市民へどのように伝えているか。

A:市の広報紙で取り上げているほか、庁内の様々な課の中で関わる団体、コミュニティ、自治会等へ機会を見て伝えている。

Q:立替支援金制度は、被害者の損害賠償請求権を市に譲渡する代わりに、立替支援金を支給するというものだが、市が加害者から取立てる必要がある。この際の債権管理についてどうしているか。

A: 条例制定の際に議会から修正動議があったのがこの部分である。賠償金を立替えても加害者から回収できないのではないかと、回収できるかどうか分からない部分を税金で補てんするのはどうなのかという意見だった。これについては、損害賠償請求権は10年で時効となるが、その都度再提訴して時効を中断させ、永久に回収していくようにするという考え方である。

Q:債権管理についてはどの部門が責任を持つのか。

A:政策局市民相談室である。

Q:犯罪被害者等に対する住居支援について、公営住宅の提供があるが、連帯保証人を付ける必要はあるのか。

A:連帯保証人を付けることになっているが、賃料を連帯保証人に請求することはなく、緊急連絡先という位置づけにしている。

Q:犯罪被害者等の支援に関する条例について、犯罪被害者団体から評価が高い部分はどこか。

A:損害賠償金立替支援金制度である。導入しているのは全国で明石市だけであり、今までは泣き寝入りしていた部分を行政がやってくれるということであり難しいという評価をもらっている。

Q:明石市では市民相談室に弁護士を配置しているとのことだが、そうでない市では債権回収などの法的な知識が必要となってくるような制度を導入しづらいのではないかと。

A:被害者支援センター、弁護士会と連携して債権回収をするという方法を模索しているところもある。

Q:明石市では犯罪被害者に対する各種支援があるが、市外に転居した場合、支援はどうなるのか。

A:転居費用は出すが、そのほかの支援については、転居先の自治体による。なお、転居する際には「この市であれば、こういった支援が受けられる」といった案内は行っている。

Q:他市町との情報連携はどの程度あるのか。

A:現状で犯罪被害者が市外に出たケースはないが、本人の同意があれば他市町への情報提供は可能だと考えている。

Q:立替支援金制度で市が加害者から債権回収する際に、加害者が資産を持っているかどうかをどのように把握するのか。

A:行政は様々な個人情報を扱っているが、目的外利用できないことから、なかなか把握は難しい。様々なところから聞き取り等で把握していくしかないのかなと考えている。最終的にどうしても債権回収できない場合は、債権放棄も視野に入れている。

Q:立替支援金制度など債権回収が問題になる場合に、法律に精通している弁護士を雇うなどの体制を整えることが、より効果的な条例の実施に繋がるか。

A:確かに明石市では弁護士が7名おり、アドバイスをもらえる体制ではあるが、各県の犯罪被害者支援センターには弁護士がいるので、そういった関係機関と連携をとれば可能であると考えます。

Q:兵庫県内の市町や犯罪者支援センター、警察等との連携について、どう感じているか。

A:毎年1回兵庫県主催で県内市町の担当者が集まる会議があり、県警の動きや専門家の講演会を聞いたりしている。そういった場で横のつながりはできていると感じている。

Q:犯罪が確定していない場合に支援は受けられるのか。

A:相談などの支援を受ける際に被害届や告訴したという事実を要件としていない。ただし、各種支援金等の税金を支出する際は、被害届などの客観的な証明が必要である。

Q:警察の捜査が始まった時点で犯罪被害と見ていいのか。

A:捜査結果を待ってからでは支援としては遅いので、被害直後の支援金などについては例えば1ヶ月以上の医者からの診断書があれば支給する。ただし、市から支援金を受け取るために結託してわざとケガさせたなどの事実が発覚した場合は、取消の

処置をとる。

Q:市民相談室の他にも犯罪者支援センターなど、犯罪者支援を行う機関はあるが、一次的な相談窓口はどこになるのか。また相談内容ごとの割り振りはどうなるのか。

A:直接犯罪者支援センターに行かれる場合もあるが、場所が神戸市なので明石市からは遠いと言われる方は市民相談室で受ける。その中で聞き取りを行い、弁護士、心理士等の対応が必要になってくると犯罪者支援センターに行ってもらったり、同センターの職員に来てもらったりしている。

Q:犯罪被害者等支援にかかる明石市の窓口の電話番号はあるが、犯罪被害者支援に特化した職員が配置されているということではないのか。

A:公開している電話番号は市民相談室の番号であるので、犯罪被害者支援に特化したものではない。

Q:先進市では市民相談窓口に、犯罪被害者に特化した電話番号を設けている事例もあるが、今後その予定はあるか。

A:その予定はない。

Q:犯罪被害者支援の中で被害者が生活困窮に陥っていった場合に、違う制度に変更して支援していくことはあるか。また、そういった方を受入れる部門の設置についてどう考えているか。

A:生活困窮となると生活保護ということになるが、生活困窮者、高齢者、障害者、子ども、犯罪被害者など、全てに対して一体的に支援していくという部門は現時点ではない。

Q:犯罪被害者が生活困窮に陥った場合に、いつまでも犯罪被害者支援の枠組みで支援していくのか、あるいは生活保護に切り替えていくのか判断が難しい部分はあるが、何をもって犯罪被害者支援は終結するのか。

A:犯罪被害者が「もういいよ」と言えばそれで支援は終わるが、そうでない限り犯罪被害者支援に終わりはないと考えている。

Q:犯罪被害者支援と同時に、犯罪を起こさせないような、あるいは、犯罪を犯した人に対するフォローはあるか。

A:全ての犯罪ではないが、高齢や障害の理由で万引き等を行った人に対しては、更生支援という形で、刑務所に入っている段階からケースワーカーや社会福祉士で面接を行うなど、出所後の支援に繋げている。

6. 委員会としての所感

犯罪被害者に対する支援については、平成 16 年 12 月に犯罪被害者等基本法が制定されているものの、制定時からの課題として、地方自治体が犯罪被害者等支援条例を制定することを努力義務としていること、加害者からの損害賠償がなされず泣き寝入りに陥るケース、マスコミの興味本位による報道や職場等での無理解による二次被害の発生などがあり、犯罪被害者支援は完全であるとはいえず、また、地域間で格差が出ているという現状もあるなかで、犯罪被害者に一番近い行政組織である市が率先して、取り組むべき問題である。

そうした中で、明石市はいち早く犯罪被害者支援条例を制定し、被害者の声を受けて 2 回改正を行うなど積極的に取り組んでいる。特に、犯罪被害者から評価の高い制度として紹介のあった損害賠償の立替支援金制度は、犯罪被害者にとっては加害者から支払われるかどうかもわからない損害賠償金を市が立替えることで、金銭的、精神的に安心感を与えられる制度であると感じた。

現在、三重県及び県内市町においては、犯罪被害者支援に関する条例は制定されておらず、県全体として犯罪被害者支援に対する取り組みが遅れている。

明石市の「犯罪被害者支援は、被害者のためだけでなく全ての市民への制度」「やってしかるべき社会保障である」といった説明からも、改めて犯罪被害者支援の必要性を確認できたが、産業生活常任委員会としては、本市の犯罪被害者支援窓口である市民協働安全課の役割を所管事務調査等で研究し、その上で委員会として条例制定に向けて何ができるのかを精査していくことが必要であると考えている。